

# 公 告

## 公募型プロポーザルの実施（公告）

長崎県庁舎建設に係るオフィス環境プログラミング業務について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成23年10月11日

長崎県知事 中村 法道

### 1. 業務概要

- (1) 業務番号 23県庁委第2号
- (2) 業務名 長崎県庁舎建設に係るオフィス環境プログラミング業務
- (3) 業務内容 オフィス環境プログラミング業務
- (4) 業務目的 新庁舎の建設にあたり、長崎県庁舎整備基本構想（平成23年2月）を実現するため、オフィス計画を策定するものである。  
詳細は、別添業務委託仕様書のとおりである。
- (5) 履行期間 契約日から平成24年6月29日まで

### 2. 参加資格

参加表明書の提出に要求される資格

提案書の提出者は、次の要件をすべて満たす者であること。

- ① 平成18年10月以降に業務が完了した同種業務を元請として受注した実績がある者。  
同種業務：新築された事務所（複合施設においては、一部を事務所の用途に供するものを含む。）における、従業員が700人以上のオフィス環境プログラミング業務（※）。  
※オフィス環境プログラミング業務とは、オフィスにおける現状を調査・分析し、働き方に合わせたオフィス計画を策定する業務である。
- ② 平成18年10月以降に業務が完了した同種業務の実績をもつ者を本業務の管理技術者として配置できること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、長崎県知事から指名停止若しくは指名除外の措置を受けている者、または受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出期限の日以前6か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実または銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- ⑥ 見積執行日までにおいて、会社法（平成17年法律第86号）第475条または第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、または再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 長崎県税に関して未納がないこと。
- ⑨ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

### 3. 受注資格の喪失

本業務を受注した者（協力を受ける他の者を含む。）及びこれと資本・人事面において関連があると認められる企業は、本業務に係る建築物の建築設計業務を受注し又は建築工事を受注することができない。

### 4. 審査方法

一次審査では、プロポーザルの実施を公示した上で、業務の受託者選定の手続きに参加する者を広く募り、寄せられた参加表明書及び付属資料に基づき、選定基準により優秀者を3者程度選定する。

ただし、参加表明書の提出者が1者の場合、本プロポーザルは中止する。

二次審査では、一次審査で選定した者に対し、提案書の提出を求め、ヒアリングを実施し、特定基準により、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。

なお、ヒアリングの日程、方法等については、該当者に後日通知する。（平成23年11月下旬予定）

### 5. 契約の締結

特定された最も優れた提案者と本業務についての契約締結の交渉を行う。その者との契約が成立しない場合は、次点になった提案者との契約締結の交渉を行う。

### 6. 委託金額

委託金額は、2,400万円程度（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

### 7. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 参加表明書1部、付属資料10部及び添付資料を郵送又は持参すること。

(2) 提出先 長崎県総務部県庁舎建設課総務調整班  
〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

電話 095-894-3161 FAX 095-894-3487

- (3) 提出期間 平成23年10月12日(水)から平成23年10月24日(月)までの間(土曜日、日曜日及び長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43条)第1条第1項に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前10時から午後4時までとする。郵送の場合は必着のこと。

8. 提案書の提出者の選定通知

平成23年11月1日(火)までに電話及び郵送にて通知する。

9. 提案書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 提案書(表紙)1部、提案書(様式1-1~4)10部を郵送又は持参すること。
- (2) 提出先 7.(2)に同じ
- (3) 提出期間 平成23年11月1日(火)から平成23年11月15日(火)までの間(「休日等」を除く。)の午前10時から午後4時までとする。郵送の場合は必着のこと。

10. プロポーザル説明書

その他詳細は、プロポーザル説明書による。プロポーザル説明書は、長崎県のホームページに掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.pref.nagasaki.jp/subindex/oshirase/nyusatsu2.html>  
及び、<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>  
上記の各々のアドレスに記載する内容は同一である。

11. 問い合わせ先

7.(2)に同じ。